

## 自由金利型期日指定定期預金規定（通帳式・証書式）

### 1.（預入れの最低金額および限度金額）

自由金利型期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは一口 1 円以上 300 万円未満とします。

### 2.（預金の支払時期等）

(1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年後の応当日（通帳（または証書）記載の据置期間満了日）から通帳（または証書）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。

満期日を指定するときは、当店に対してその 1 か月前までに通知をしてください。

なお、この預金の一部について満期日を定めるときは、1 万円以上の金額で指定してください。

(3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

(4) 指定された満期日から 1 か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から 1 か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

### 3.（利息）

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率によって 1 年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 1 年以上 2 年未満 通帳（または証書）記載の「2 年未満」の利率

② 2 年以上 通帳（または証書）記載の「2 年以上」の利率（以下「2 年以上利率」といいます。）

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6 か月以上 2 年未満 2 年以上利率×20%

③ 2 年以上 3 年未満 2 年以上利率×40%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

### 4.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳（または証書）とともに提出してください。

この他、「各定期預金共通規定」をご参照ください。

以 上